

2025年3月、SSBJ（サステナビリティ基準委員会）は日本で初めてとなるサステナビリティ開示基準を公表した。このうち、「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号『気候関連開示基準』」（以下、テーマ別基準第2号）は、TCFD提言に代わる、気候関連の詳細な開示を定めたものとして注目されている。本稿では、SSBJ基準が2025年3月期から任意で適用可能なことを踏まえ、日経225構成銘柄のうち、2024年1月から12月末までに狭義の統合報告書（※1）を発行した210社を対象に、統合報告書における気候関連のリスク管理に係る開示状況を調査した（※2）。

調査対象となった企業は、統合報告書作成時点でSSBJ基準又はIFRSサステナビリティ開示基準（以下、ISSB基準）には準拠していない。そのため、本調査は、テーマ別基準第2号を実際に適用した場合に、企業が直面しうる主な課題を明らかにすることを目的としている。

なお、本稿における意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

※1 狭義の統合報告書：統合報告書等のレポート名、IIRCフレームワークへの言及がある報告書、WEB等で 統合報告書等と謳っている企業の報告書を指す。

※2 統合報告書から参照されているWebページ、サステナビリティ報告書、TCFDレポート等を含む。

トピック サマリー

- 16%の会社が気候関連のリスクの識別において気候関連のシナリオ分析を用いていることを記載
- 72%の会社が他の種類のリスクと比べて気候関連のリスクに高い優先順位を付けているか否かを記載
- 35%の会社がリスク管理の記載部分で「機会」に関する記載をしている

(1) リスク管理に関するTCFD提言とテーマ別基準第2号の主な差異

気候変動に関するリスク管理に関しテーマ別基準第2号ではTCFD提言より詳細な情報の開示を求めている。TCFD提言では推奨されていないがテーマ別基準第2号で開示が求められていると考えられる主なものは以下のとおりである。

- 企業が用いるインプット等に関する情報（テーマ別基準第2号41(1)①）
- 気候関連のリスクの識別において気候関連のシナリオ分析を用いているかどうか。また、その利用方法に関する情報（テーマ別基準第2号41(1)②）
- 他の種類のリスクと比べて気候関連のリスクに高い優先順位を付けているか否かに関する情報（テーマ別基準第2号41(1)④）
- 気候関連の機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするためのプロセスに関する記述（テーマ別基準第2号41(2)）

(2) 調査分析

本稿では、(1)で示したTCFD提言とテーマ別基準第2号の主な差異等を踏まえ以下の調査を実施した。

① 企業がリスク管理に用いるインプット等に関する情報について記載があるかどうか（テーマ別基準第2号第41項(1)①）

<図表① インプットに関する情報があるか>
(n:210)

| 開示パターン | 社数 |
|--------|-----|
| 記載あり | 29 |
| 記載なし | 181 |
| 合計 | 210 |

リスク管理において用いるインプット等に関する情報について記載がある企業は、図表①の通り29社(13%)であった。インプットに関する情報は、例えば、データの情報源及び当該プロセスの対象となる事業の範囲に関する情報が該当するため、当該2つの内容を調査した。

データの情報源については、「法令改正」「社会動向」「他社事例」といった記載のほか、「気候変動の観測・予測・影響評価に関する統合レポート2018～日本の気候変動とその影響」といった具体的な資料名を記載している事例が見られた。

リスク管理の対象となる事業の範囲に関する情報については「すべての事業活動を対象」「当社グループの全ての事業に関連するリスクをバリューチェーンごと」といった記載が見られたが、SSBJ基準におけるリスクと機会の識別は、バリューチェーンに紐づけて行われるため、バリューチェーンと関連付けて範囲を記載している事例は今後の参考となるだろう。

②気候関連リスクの識別において気候関連のシナリオ分析を用いているかどうかの記載があるか(テーマ別基準第2号第41項(1)②)

<図表② シナリオ分析を用いていることが記載されているか>

(n:210)

| 開示パターン | 社数 |
|--------|-----|
| 記載あり | 35 |
| 記載なし | 175 |
| 合計 | 210 |

気候関連リスクを識別するための気候関連のシナリオ分析を用いている旨の記載は、図表②の通り35社(16%)であった。テーマ別基準第2号第33項は、「戦略」における気候レジリエンスの評価にあたり、気候関連のシナリオ分析を用いなければならないことを定めている。一方で、シナリオ分析は、他のさまざまな開示にも使用することができ、このような開示には、気候関連のリスク及び機会の識別が含まれている(テーマ別基準第2号BC97項)。

従って、仮に気候関連のシナリオ分析を用いて気候関連のリスク及び機会を識別した場合は、テーマ別基準第2号第41項(1)②に従い、その利用方法に関する情報を開示することになる。レジリエンス評価の段階ではなく、リスク及び機会を識別する段階でシナリオ分析を用いているか否かを開示するという点は、留意すべき点である。

③他の種類のリスクと比べて気候関連のリスクに高い優先順位を付けている場合、どのように高い優先順位を付けているかに関する情報(テーマ別基準第2号41(1)④)

<図表③ 他の種類のリスクと比べて気候関連リスクに高い優先順位を付けているか否かに関する記載があるか(テーマ別基準第2号41(1)④)>

(n:210)

| 開示パターン | 社数 |
|--------|-----|
| 記載あり | 153 |
| 記載なし | 57 |
| 合計 | 210 |

まず、テーマ別基準第2号41(1)④は、他の種類のリスクと比べて気候関連のリスクに高い優先順位を付けているか否かに関する記載を求めている。ここで比較対象となる「他のリスク」は、通常業務で発生するオペレーションリスクのレベルの話ではなく、気候関連以外の事業等のリスクを含んだ全社レベルのリスクと考えられる。従って、有価証券報告書における事業等のリスクとして気候関連リスクが識別されているようなケースでは他の種類のリスクに比べて、高い優先順位を付けていると考えられる。

これを前提に、他の種類のリスクと比べて気候関連のリスクに高い優先順位を付けているか否かの記載があるかを調査したが、図表③の通り153社(72%)と比較的多くの会社で記載があった。「記載あり」には、「気候関連のリスクを経営における主要なリスクとして認識している」と直接的に記載している事例の他、「気候関連のリスクを全社レベルのリスクと統合してリスクを評価している」といった間接的な記載も含めている。なお、他の種類のリスクと比べて気候関連のリスクに高い優先順位を付けていない旨の記載は確認できなかった。

また、他の種類のリスクと比べて気候関連のリスクをどのように高い優先順位を付けているかに関する情報(テーマ別基準第2号41(1)④ア)については、210社中88社(42%)で見られた。この「どのように優先順位付けをしているか」に関する開示は、TCFD提言においても推奨されている。しかし、今回の調査では、政策や法律の変更といった「移行リスク」や、洪水や干ばつなどの「物理リスク」といった気候関連リスクの内部での優先度の記載にとどまっている事例がみられた。

テーマ別基準第2号第41項(1)④が求めているのは、気候関連リスクを「他の種類のリスク」と比較して、どのように優先順位を付けているかという情報である。この点を踏まえた記載となっているかどうか、留意が必要である。

④機会に関する記載があるか(テーマ別基準第2号41(2))

<図表④ 機会に関する記載があるか>
(n:210)

| 開示パターン | 社数 |
|--------|-----|
| 記載あり | 73 |
| 記載なし | 137 |
| 合計 | 210 |

テーマ別基準第2号は「リスク管理」の記載項目で、「機会」についての開示を求めている。具体的には、機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするためのプロセスに関する開示である。機会に関する開示が求められているのは、機会が企業の新たな価値創造や競争優位性の確立に直結するものであり、投資家が企業の成長戦略を評価する際に、その管理プロセスにも関心を寄せているためと考えられる。

機会に関する開示がなされているかを調査したところ、図表④の通り73社(35%)が機会に関する何らかの開示をしていた。ただし、当該調査は「機会」という用語のキーワード検索に基づいており、文中に「機会」という用語を記載しているのみで具体的なプロセス等の記載がない事例が含まれている。なお、気候関連の機会についての優先順位付けに関する記載が見られたのは210社中10社であった。例えば、「リスクと機会について、「発生可能性」と「影響度」の2つの評価基準に基づき、その重要性を評価」といった事例である。

機会に関する開示はTCFD提言では明示的に求められておらず、多くの企業にとっては、管理プロセスの構築を含め、新たに対応を検討する必要がある領域と考えられる。

(3) まとめ

本調査では、TCFD提言では推奨されていないものの、テーマ別基準第2号では開示が求められると考えられる、リスク管理に係る主な項目について調査を行った。リスク管理の記載が求められる背景には、企業の将来見通しに関する気候関連のリスクおよび機会を、識別・評価・優先順位付け・モニタリングするという一連の管理プロセスを明示することにより、投資家に対して企業の対応力や信頼性を示す狙いがあると考えられる。

今回の調査対象企業は、テーマ別基準第2号やIFRS S2号「気候関連開示」に準拠して開示しているわけではないため、該当項目に十分対応できていないケースも見受けられた。しかしながら、今後SSBJ基準を適用するにあたっては、TCFD提言では求められていないこれらの開示項目について、特に意識して対応を進める必要があるだろう。金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」の[中間論点整理](#)でも示されており、プライム上場企業においては、有価証券報告書の作成においてSSBJ基準の適用を視野に入れる必要があり、サステナビリティに関するリスク管理の開示は、第三者保証の対象となる可能性も高い。このため、SSBJ基準の義務化の時期を見据えて、可能な限り早期に不足している開示内容を把握するとともに、各機関や委員会、責任者が、気候変動に係るリスクと機会を識別・評価・優先順位付け・モニタリングするためのプロセスを整備し、監査人に対して説明可能な体制を構築しておくことが重要であると考えられる。